

証券コード 3837
平成30年6月11日

株 主 各 位

東京都港区港南四丁目1番8号
アドソル日進株式会社
代表取締役社長 上 田 富 三

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

尚、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー 28階 会議室

3. 目的事項

報告事項 第43期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役7名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
又、資源節約の為、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日の受付開始は午前9時を予定しております。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の
当社ウェブサイト（アドレス <http://www.adniss.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、回復基調が続いておりますが、世界の経済や諸情勢の先行き不透明感による国内景気の下押しリスクが懸念される状況にあります。

当社が属する市場及び顧客においては、企業のICT投資需要は底堅いものとなっております。

市場ニーズとしては、日本の社会インフラは、2020年に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックをひとつの契機として、エネルギー、自動車、道路、鉄道、航空、宇宙、情報通信、防災、医療等のあらゆる分野において、IoT (Internet of Things)、AI (Artificial Intelligence:人工知能)、ビッグデータ、ロボット等の先進技術を活用した、新たな需要の創出と生産革命に向けた取組みが進展しております。

又、情報セキュリティの領域では、IoTが本格的に進展する中で、情報漏洩や標的型サイバー攻撃の脅威は高まっており、情報システム全体やIoT機器に対するセキュリティ対策・サイバー攻撃対策が、製造業の生産現場を中心に急がれております。

日本政府が閣議決定した、「未来投資戦略2017」では、「あらゆる場面で快適で豊かに生活できる超スマート社会、『Society5.0』を掲げ、その中で、安全なサイバー空間の確保が経済・社会活動の重要な基盤であり、サイバーセキュリティ対策は未来への投資」であるとして、その重要性和、官民挙げた取組みの強化、セキュリティ人材の不足への対応が謳われております。

このような環境下において、当社は、中期経営計画にて「IoTで未来を拓く総合エンジニアリング企業」を中長期的に目指す姿（ビジョン）として掲げ、次世代型へと移行する社会の発展への貢献と、2020年以降も持続的成長を遂げる為の変革期としての、企業価値向上と、利益成長型企業を目指した、事業活動を推進してまいりました。

その結果、中期経営計画の、最終年度（平成31年3月期）における業績目標（営業利益：8億円）を1年前倒しで達成しました。

重点施策の取組み状況は次の通りです。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

次世代社会システム領域の拡大としては、社会インフラの更新需要の取込みと、ベースロードの骨太化として、電力・ガスのエネルギー領域や、旅行関連、宇宙領域等を中心に、対応を強化しました。

新たな価値の創造への挑戦としては、頻発するサイバー攻撃への対応として、当社が国内独占・総代理店となる米国Lynx Software Technologies社（以下「米Lynx社」）のIoT機器向けセキュリティ・ソリューション「LynxSECURE」の顧客提案と「LynxSECURE」を活用したサービス・メニューの拡充に取組み、工場向けでは、「SECURE FACTORY（セキュア・ファクトリー）」、オフィス向けでは、「SECURE RESCUE（セキュア・レスキュー）」等、「セキュア・シリーズ」としての提供に取組みました。「LynxSECURE」の適用範囲拡大として、植物工場や、介護システム等での実証実験を開始しました。又、「セキュア・シリーズ」を活用した、ネットワークの脆弱性対策ソリューションの開発や、ニューテック社と「大容量パソコン」の開発に共同で取組みました。セキュリティ・コンサルティングとして、大手企業とそのグループ会社向けの情報セキュリティ・コンサルティング・サービスに継続して取り組んだことに加え、日本の各種ISO認証ビジネスの先駆的存在である日本検査キューエイ社と、より高度なセキュリティ・コンサルティング・サービスの提供を目指した協業を開始しました。IoTソリューションの拡充として、AIやIoTを活用した、先進的なセキュリティ・プラットフォームの開発と、ソリューション・サービスの提供に向け、菱洋エレクトロ社、及びリョーヨーセミコン社と、業務提携を行いました。提案活動の強化として、平成29年10月13日に、3年連続となる「IoT時代のセキュリティ・フォーラム2017」を開催しました。このフォーラムでは、400名を超えるお客様をご招待し、米国、及び日本国内での最先端のIoTセキュリティの動向や、対策事例をご紹介しました。この他、「IoT 時代の『経営者向けサイバーセキュリティ対策』」、「ワイヤレスIoT EXPO 2017」、「第13回GISコミュニティフォーラム」、及び「ビジネスショウ&エコフェア2017 Next Stage in KYUSHU」等の各展示会に出展しました。

競争優位の発揮としては、研究開発活動として、AI分野で注目されるエヌビディア社の先進的な画像解析技術や、Deep Learning（深層学習・機械学習）に関する先進的研究に取組みました。加えて、米国サンノゼ・シリコンバレーの100%子会社「Adsol-Nissin San Jose R&D Center, Inc.（アドソル日進サンノゼR&Dセンタ）」を通じて、米Lynx社と先進的なセキュリティ技術の調査・研究に継続して取組みました。産学連携への取組みとして、名古屋工業大学でのサイバー攻撃への防御に関する共同研究に参加したことに加え、慶應義塾大学と「GIS とIoT の融合」に関する共同研究と、「GIS×IoT プラットフォーム」の共同開発に着手しました。品質力やプロジェクト・マネジメント力の強化として、プロジェクト管理の国際標準資格であるPMP（Project Management Professional）人材の育成に継続して取組みました。生産性向上への取組みとして、先端IT技術研究所を中心に、先進技術の研究やソフトウェア開発に

における生産技術の革新（賢く価値を生み出す開発モデルの実現）に継続して取り組みました。加えて、「超上流領域」「セキュリティ」「IoT」等をキーワードに、事業体制の強化に繋がる人材育成に継続して取り組みました。海外オフショア開発への対応として、中国2社、ベトナム3社の海外オフショア開発における対応案件の拡充と、更なる開発体制強化に向けた準備を開始したことに加え、グローバル多拠点分散開発強化に向けた顧客提案を推進しました。開発環境基盤の整備として、東京本社オフィスをリニューアルし、開発ルームの大幅増設と、当社ソリューションを紹介するセミナールームを新たに開設しました。

その他には、資本効率の向上を図ると共に、株主還元の充実と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を目的として、12万株の、自己株式の取得を行いました。

以上の結果、当事業年度は、IoTシステム事業における次世代EV自動車関連、セキュリティ関連や、当社独自のスマート・ソリューション関連が堅調に推移しましたが、社会システム事業において前事業年度にピークを迎えた電力自由化関連や、戦略的シフトによるファイナンシャル関連の減少により、売上高は10,997百万円と前期比5.5%の減収となりました。

利益面では、東京本社オフィスリニューアル費用や、セキュリティに関する研究開発費用等があったものの、収益性が見込まれる案件への選択と集中等により、営業利益は832百万円（前期は767百万円）、経常利益は857百万円（前期は777百万円）、当期純利益は553百万円（前期は531百万円）と、過去最高益を更新しました。

各セグメントの状況は次の通りであります。

【社会システム事業】

社会システム事業における分野別の状況は次の通りであります。

ビジネス分野では、ガス関連、旅行関連やメディカル関連等が堅調に推移しておりますが、電力の自由化関連は前事業年度にピークを迎え、保守フェーズに移行したことから減少しました。

通信分野では、5G（第5世代移動通信システム）の本格開発に備え、既存対応領域の強化により、拡大しました。

制御分野では、電力の系統制御関連や、道路関連、防災関連等が計画通り推移しました。航空関連の新たな領域として、宇宙関連に参画し、体制拡大に取り組みました。

ファイナンシャル分野では、信販向けクレジット・カード関連を中心とした次世代基盤領域が計画通りに推移しましたが、地銀向けシステムの戦略的シフトにより減少しました。

その結果、当事業年度の売上高は、8,571百万円と前期比11.2%の減収となりました。

【IoTシステム事業】

IoTシステム事業における分野別の状況は次の通りであります。

組込み分野では、オフィス機器（複合機）が減少しましたが、次世代自動車（先進EV・自動運転等）関連が拡大し、メディカル関連が堅調に推移しました。

スマート・ソリューション分野では、位置情報等が堅調に推移しました。セキュリティ領域では、コンサルティング・サービスが拡大しました。又、セキュリティ・ソリューション「LynxSECURE」関連で、公共ネットワーク向けの本格採用に向けた検証がスタートした他、セキュリティ研修サービスが継続し、加えて、セキュリティ・ソリューション「SECURE RESCUE」が大手公益企業にて採用されました。

その結果、当事業年度の売上高は、2,425百万円と前期比22.7%の増収となりました。

事業		平成29年3月期			平成30年3月期		
		売上高			売上高		
	分野	実績 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)	実績 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
社会システム	システム	9,657	83.0	9.8	8,571	77.9	△11.2
	ビジネス	5,785	49.7	21.0	5,508	50.1	△4.8
	通信	188	1.6	24.7	278	2.5	47.9
	制御	1,972	17.0	3.8	1,583	14.4	△19.7
	ファイナンシャル	1,711	14.7	△12.7	1,202	10.9	△29.7
IoTシステム	IoTシステム	1,976	17.0	18.5	2,425	22.1	22.7
	組込み	1,420	12.2	0.1	1,612	14.7	13.5
	スマート	556	4.8	123.6	812	7.4	46.2
全社合計		11,634	100.0	11.2	10,997	100.0	△5.5

② 設備投資の状況

当会計年度に実施しました設備投資の総額は、94百万円であります。

その主なものは、開発環境基盤の整備として、東京本社オフィスをリニューアルし、開発ルームの大幅増設と、当社ソリューションを紹介するセミナールームを新たに開設したことによります。

③ 資金調達の状況

平成29年8月23日開催の取締役会決議に基づき、運転資金の効率的な調達を行う為、金融機関3社と7億円のコミットメントライン契約を締結いたしました。

契約先並びに契約日は次の通りであります。

- ・株式会社みずほ銀行 平成29年 9月 29日
- ・株式会社三菱東京UFJ銀行 平成29年 9月 27日
(現) 株式会社三菱UFJ銀行
- ・株式会社三井住友銀行 平成29年10月31日

尚、当事業年度末において、本契約による借入実行残高はありません。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 40 期 (平成27年 3 月期)	第 41 期 (平成28年 3 月期)	第 42 期 (平成29年 3 月期)	第 43 期 (平成30年 3 月期) (当事業年度)
売 上 高 (千円)	9,038,066	10,460,314	11,634,068	10,997,035
経 常 利 益 (千円)	409,601	549,796	777,431	857,287
当 期 純 利 益 (千円)	229,267	289,179	531,663	553,537
1 株 当 期 純 利 益 (円)	26.35	32.49	59.18	61.31
潜 在 株 式 調 整 後 1 株 当 期 純 利 益 (円)	25.90	31.66	57.20	59.32
総 資 産 (千円)	4,578,564	5,175,301	5,678,326	6,156,154
純 資 産 (千円)	2,454,899	2,652,018	3,130,616	3,497,674
1 株 当 期 純 資 産 額 (円)	274.87	292.59	337.19	377.98
自 己 資 本 比 率 (%)	53.4	50.3	53.8	55.0

(注) 当社は、平成28年9月9日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成28年10月1日付で、普通株式1株を2株に分割いたしました。そのため、第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当する事項はありません。尚、米国サンノゼ・シリコンバレーに100%子会社「Adsol-Nissin San Jose R&D Center, Inc. (アドソル日進サンノゼR&Dセンタ)」がありますが、利益基準及び剰余金基準からみて重要性が乏しいものとして、連結の範囲から除外しております。又、当社には、特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、社会システム領域と全IoT領域での強みを背景に、「安心」「安全」「快適」「環境」をキーワードに、豊かな社会の発展と、「Society5.0」の実現に貢献してまいります。

又、旺盛なICT需要を追い風に、持続的成長と企業価値向上の実現に向け、長期的な安定成長を支える事業基盤を整備すると共に、先進的なアドバンスト・ソリューションの創造・提供を推進し、「利益成長型企业」を目指します。

更に、ガバナンス・コンプライアンスの充実を図ると共に、事業効率の向上に努めてまいります。

(5) **主要な事業内容**（平成30年3月31日現在）

当社は、電力分野に強みを有する独立系のシステム開発企業として、創業以来、社会インフラにかかわる情報システム開発を中核に、事業基盤を構築してまいりました。

事業面では、社会システム事業、IoTシステム事業の2つの事業において、コンサルティングから設計、開発、保守に至る一貫したワンストップ・ソリューションを提供しております。

社会システム事業では、「エネルギー(電力・ガス)」「道路・鉄道」「航空・宇宙」「公共・防災」「通信ネットワーク」「決済・カード」等の、社会インフラにおけるシステム・インテグレーション・サービスを展開しております。

IOTシステム事業では、OSやデバイス技術の中核に、「次世代EV自動車・自動運転」「産業機器」「設備機器」「医療機器」等、IoT機器に組み込まれる情報システムの開発や、当社独自のソリューション（セキュリティ、位置・地理情報、無線通信等）を提供しております。

更に、大企業及びグループ企業を対象としたセキュリティ・ガバナンスの設計、情報漏洩対策、情報システムの脆弱性対策や、製品・生産にかかわる制御システム向けセキュリティ対策、加えて、顧客のサイバー・セキュリティ人材の育成等、セキュリティ・ソリューションを総合的に展開しております。

長年培った特徴ある技術を融合し、デバイス（センシング、OS、近距離無線を含む）から、広域ネットワーク、大規模基幹システム、クラウド、AI・ビッグデータに至るIoTシステムの全域に、セキュリティを加えたIoTソリューションを、ワンストップにて提供しております。

情報システムの開発体制としては、国内4拠点と、中国2拠点・ベトナム3拠点を加えたグローバル分散開発体制を確立しております。

研究開発活動として、先端IT技術研究所による調査・研究、米国サンノゼ・シリコンバレーの100%子会社「Adsol-Nissin San Jose R&D Center, Inc.(アドソル日進サンノゼR&Dセンタ)」における最先端のセキュリティ技術、又、各大学・研究機関との産学共同研究等に積極的に取り組んでおります。

品質力やプロジェクト・マネジメント力の強化では、プロジェクト管理の国際標準資格であるPMP（Project Management Professional）人材の育成に継続して取り組んでおり社員の4人に1人が同資格を保有しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

本 社	東京都港区港南四丁目1番8号 リバージュ品川
関 西 支 社	大阪市北区堂島浜一丁目4番4号 アクア堂島東館
九 州 支 社	福岡市博多区博多駅前三丁目30番23号 博多管絃ビル
仙 台 開 発 セ ン タ	仙台市青葉区一番町一丁目2番25号 仙台NSビル

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
498（4）名	2名増（2名増）	39.4歳	12.8年

（注） 使用人数は、就業員数としての正社員、契約社員、特別雇用社員の合計であり、（ ）内は臨時雇用者（派遣受入社員）を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社 みずほ銀行	115,000千円
株式会社 三菱東京UFJ銀行 （現）株式会社 三菱UFJ銀行	115,000千円
株式会社 三井住友銀行	20,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、米Lynx社と締結したIoT機器向けセキュリティ・ソリューション「LynxSECURE」の日本総代理店契約の更新を含め、同社が提供するIoTソリューション全般に関する包括契約を平成30年4月20日付で締結しました。

詳細につきましては、個別注記表の「8. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

2. 株式の状況（平成30年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 28,800,000株

(2) 発行済株式の総数 9,299,460株

（注）第7回新株予約権の行使により、発行済株式の総数は7,200株増加しております。

(3) 単元株式数 100株

(4) 株主数 6,001名

(5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
アドソル日進従業員持株会	961,100株	10.7%
日本プロセス株式会社	494,000	5.5
株式会社インテック	416,300	4.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	322,100	3.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	276,300	3.1
株式会社みずほ銀行	186,000	2.1
坂下重信	151,200	1.7
海瀬希予史	150,000	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	143,400	1.6
株式会社三菱東京UFJ銀行（現）株式会社三菱UFJ銀行	138,000	1.5

（注） 持株比率は自己株式（333,950株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称 (発行決議日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	保有者数	行使の 条件
第1回株式報酬型 新株予約権 (平成27年6月25日)	平成27年8月4日～ 平成57年8月3日	22,774個	45,548株 (注) 1	取締役5名 (社外取締役除く)	(注) 2
第1回業績目標 コミットメント型 有償新株予約権 (平成28年5月10日)	平成31年7月1日～ 平成34年5月26日	280個	56,000株 (注) 1	取締役5名 (社外取締役除く)	(注) 3
第2回株式報酬型 新株予約権 (平成28年6月29日)	平成28年8月2日～ 平成58年8月1日	18,047個	36,094株 (注) 1	取締役5名 (社外取締役除く)	(注) 2
第3回株式報酬型 新株予約権 (平成29年6月28日)	平成29年7月14日～ 平成59年7月13日	18,085個	18,085株	取締役5名 (社外取締役除く)	(注) 2

(注) 1. 平成28年10月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 当該新株予約権の行使条件は次の通りです。

- ①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することが出来るものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、行使期間の最後の1年間に限り新株予約権を行使することが出来るものとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することが出来る。
- ③上記①、②に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することが出来るものとする。但し、組織再編成行為時における新株予約権の取扱いの規定に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間とする。
- ④1個の新株予約権につき、一部行使は出来ないものとする。

3. 当該新株予約権の行使の条件は次の通りです。

①新株予約権者は、当社が第42期（平成29年3月期）から第44期（平成31年3月期）までの中期経営計画に掲げる3カ年の業績目標（下記a. 参照）に準じて設定された下記b. に掲げる条件を達成した場合にのみ、新株予約権を行使することが出来る。

又、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、会社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

a. 当社第42期（平成29年3月期）から第44期（平成31年3月期）までの中期経営計画に掲げる営業利益の計画数値

1) 第42期（平成29年3月期） 営業利益 6 億円

2) 第43期（平成30年3月期） 営業利益 7 億円

3) 第44期（平成31年3月期） 営業利益 8 億円 ※ 3 カ年累計の営業利益21億円

b. 新株予約権の行使に際して定められる条件

第42期（平成29年3月期）から第44期（平成31年3月期）の営業利益の累計額が21億円を超過した場合

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を行使することが出来る。尚、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の法定相続人は新株予約権を行使出来ない。

④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことは出来ない。

⑤1個の新株予約権につき、一部行使は出来ないものとする。

(2) **当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要**

該当する事項はありません。

(3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当する事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上田 富三	
常務取締役	田井 史徳	
取締役	田中 耕一	情報システム部長
取締役	後関 和浩	経営企画室長兼経理財務部長
取締役	篠崎 俊明	社会システム事業部長
取締役	星野 将	
取締役	峰野 博史	静岡大学 学術院情報学領域准教授
常勤監査役	三重野 裕彦	
監査役	川瀬 俊治	コベルコシステム(株) 顧問役
監査役	大滝 義衛	(株)インテック 監査役

- (注) 1. 取締役星野将氏及び取締役峰野博史氏は、社外取締役であります。
2. 監査役川瀬俊治氏及び監査役大滝義衛氏は、社外監査役であります。
3. 監査役川瀬俊治氏は、コベルコシステム(株)にて代表取締役の経験を持ち、幅広い経験と見識を有しております。
4. 監査役大滝義衛氏は、(株)インテックの監査役であり、幅広い経験と見識を有しております。
5. 当社は、星野将氏、峰野博史氏及び川瀬俊治氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
能口 誠一	平成29年6月28日	辞任	社外監査役
山形 宗紀	平成29年6月28日	辞任	社外監査役
山本 陽次	平成30年1月31日	辞任	取締役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該責任限定契約の内容の概要は、次の通りであります。

- ・当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額とします。
- ・責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限ります。

(4) 事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2)	172,327千円 (7,800)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	13,413 (3,189)
合 計 (うち社外役員)	11 (4)	185,740 (10,989)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。上記の員数と相違しておりますのは、上記の員数には平成30年1月31日に辞任により退任した取締役1名、平成29年6月28日に辞任により退任した監査役2名（うち社外監査役2名）が含まれ、無報酬の監査役2名（うち社外監査役2名）が除かれている為であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度総額は、平成29年6月28日開催の第42回定時株主総会において、年額300百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。又、別枠で、平成27年6月25日開催の第40回定時株主総会において、ストックオプション報酬限度総額として年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度総額は、平成13年6月27日開催の第26回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として次の金額が含まれております。
- ・取締役6名 19,345千円（社外取締役については含まれておりません。）

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当する事項はありません。

③ 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当する事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

取締役峰野博史氏は、静岡大学大学院情報学領域の准教授であります。当社は、同大学との間には特別な関係はありません。

監査役川瀬俊治氏は、コベルコシステム(株)の顧問役であります。当社は、同社との間にソフトウェア開発の委託等の取引関係があります。

監査役大滝義衛氏は、(株)インテックの監査役であります。当社は、同社との間にソフトウェア保守の委託等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 星 野 将 (平成26年6月26日就任)	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言・提言を行っております。
取締役 峰 野 博 史 (平成26年6月26日就任)	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言・提言を行っております。
監査役 川 瀬 俊 治 (平成29年6月28日就任)	平成29年6月28日就任以降に開催された取締役会11回のうち11回に出席いたしました。 平成29年6月28日就任以降に開催された監査役会11回のうち11回に出席いたしました。 取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の発言を行っております。 又、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 大 滝 義 衛 (平成29年6月28日就任)	平成29年6月28日就任以降に開催された取締役会11回のうち10回に出席いたしました。 平成29年6月28日就任以降に開催された監査役会11回のうち10回に出席いたしました。 取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の発言を行っております。 又、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、書面決議が6回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	太陽有限責任監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

又、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、責任限定契約を締結しておりません。

6. 業務の適正を確保する為の体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他、会社の業務の適正を確保する為の体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

① コーポレートガバナンス

- i 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」、「企業理念」、「経営理念」及び「企業行動規範」に従い、経営に関する重要事項を決定すると共に、取締役の職務執行を監督する。
- ii 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規則」その他社内規則に従い、当社の職務を執行する。
- iii 代表取締役は、毎月取締役会において職務執行の状況を取締役に報告する。
- iv 監査役は、法令が定める権限を行使すると共に、内部監査組織及び会計監査人と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

② コンプライアンス

取締役及び使用人は「法令」、「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」及び「社内規則」に則り行動するものとする。

又、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

③ 財務報告の適正性確保の為の体制整備

「経理規則」その他社内規則に従い、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保する為の体制を確保すると共に、経営の効率化とリスク管理を両立させ、財務報告に係る内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管組織を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。

- i 代表取締役は、財務報告に係る内部統制を構築・運用する。
- ii 取締役会は、財務報告に係る内部統制が確実に実行されるよう取締役を監視・監督する。
- iii 監査役は、独立した立場から財務報告に係る内部統制の構築・運用状況を監査する。

④ 内部監査

代表取締役直轄の内部監査組織を設置すると共に監査責任者1名及び必要に応じて監査担当者を任命する。

内部監査組織は、「内部監査規則」に基づき、業務全般に関し、社内規則の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役に対し、その結果を報告する。

又、内部監査組織は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報の保存・管理

取締役は、「文書管理規則」その他社内規則の定めるところに従い、職務執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）に記録し、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書及びその他の関連資料と共に適切に保存し、管理する。

又、「情報セキュリティ基本方針」等を定め、当社の情報資産を適切に管理する方針を明確化し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は、事故や故障若しくは、自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。

② 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することが出来る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業価値増大の観点から、あらゆる事業リスクを的確に把握し、積極的に経営戦略の中で取組んでいく必要があるという認識に立ち、代表取締役をはじめ取締役が、経営に関わる法令遵守や個人情報保護等の重要事項について「経営会議」において審議し、代表取締役の承認を受ける若しくは、中でも重要な事項については、「取締役会」で決議する。これにより情報の共有化と経営体制の強化に繋がると共に、リスク管理が円滑、且つ有効に機能するように、継続的に監視・監督を行う。

又、各組織内においては組織の最高責任者が、自己の分掌範囲について責任を持って、各種規定に基づいてリスクを回避する手段を講じ、顕在化した場合に迅速な対応がとれる体制を確立する。更に、使用人に対しても、総務担当組織が、取引先情報をはじめとする情報管理体制やインサイダー取引規制及び反社会的勢力の排除等のコンプライアンス教育等、企業倫理の遵守に関する説明会の開催や階層別教育を随時実施して、意識の向上と周知徹底を図る。

取締役は、個々の職務執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、社内規則に基づきその把握と管理の為のリスク管理体制を整備する。

又、リスク管理組織として総務担当組織がリスク管理活動を統括し、「リスク管理規則」の整備とその運用を図る。

又、地震、台風等の自然災害、地域災害、公共インフラの停止、経営上の重大障害等の緊急対応として、事業活動及び重要な業務プロセスが中断されないよう、或いは、中断された場合でも、受容可能なレベルまで早期に再開出来るよう、事業継続計画を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制

① 経営会議

職務執行の決定を適切且つ機動的に行う為、代表取締役を補佐する機関として経営会議を設置し、経営課題の共有化を図り、効果的な議論を行い、全社的に意思決定が必要な事項を「取締役会」に付議することにより、経営の効率化を行う。

② 職務権限・責任の明確化

適正且つ効率的な職務の執行を確保する為、「業務分掌規則」、「職務権限規則」等、各種社内規則を整備し、各役職者の権限及び責任を明確にする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営の自主独立性を尊重しつつ、企業集団全体の業務の適正を確保するため子会社においても「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」を周知徹底させると共に、子会社の重要な業務執行等について、当社の取締役会において審議及び報告を行い、子会社の業務執行の的確な把握に努めることとする。子会社との間で適宜連絡会議を開催し、又は必要に応じて当社から取締役又は監査役を派遣し、子会社の業務執行状況及び財務状況の報告を受けると共に、各担当組織により子会社の業務の適正及び適切なコンプライアンス体制構築を確保するために必要な助言及び指導等を行うようにする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置することとする。

尚、監査役補助者を設置した場合は監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で代表取締役が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

又、監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

並びに、当該使用人に対して必要な調査権限・情報収集権限を付与することが出来るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役が、監査役の職務の遂行に必要な事項に関して随時、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来る体制とする。
- ② 監査役が、随時、当社及び子会社の取締役と意見交換の機会をもつこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、及び重要情報に関する情報の入手が出来る体制とする。
- ③ 監査役が、会計監査人及び内部監査組織と連携することにより、監査の実効性を確保出来る体制とする。
- ④ 「公益通報者保護規則」を定め、その適切な運用を維持することにより、監査役へ法令違反その他のコンプライアンス上の問題について報告が出来る体制とする。
又、通報者等に対していかなる不利益取扱いを行わないこと及び通報者等の職場環境が悪化することの無いように適切な処理を執ることで通報者等の保護を行うようにする。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行うことが出来る体制とする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制

- ① 内部監査組織の監査役との連携
内部監査組織は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議すると共に、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図る。
- ② 外部専門家の起用
監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、会計監査人その他の外部専門家を独自に起用することが出来る。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i 企業行動規範を定め、取締役会・経営陣は、企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮しています。
 - ii コンプライアンスの推進については、コンプライアンス体制に係わる規則等を整備し、当社の取締役及び使用人等が規則に準拠した業務運営にあたれるように研修等を通じ指導しています。
 - iii 「経理規則」その他社内規則に従い、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保する為の体制を確保すると共に、経営の効率化とリスクの管理を両立させ、財務報告に係わる内部統制が有効に機能するよう、全社レベルでの最適化を図っています。
 - iv 内部監査組織は、社内規則に基づき、監査役及び必要に応じて会計監査人と連携して内部監査を行い、業務の適法性と適正性等を監査しています。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 「文書管理規則」等に基づき、適切な保存期間を定め、保存及び管理をしています。取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧することが出来ることとなっています。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 取締役・経営幹部を構成員とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンスに対するリスクを管理しています。又、内部監査組織は、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性及びこれを確保するための体制の運用の有効性をモニタリングし、当社のリスクを早期に発見し、解決を図っています。
- ④ 取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役会は「取締役会規則」に則り、月1回定例開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、遅滞なく業務執行の決定が行われる体制となっています。又、職務権限と責任を明確にして、適正且つ効率的な職務の執行を確保する為、「業務分掌規則」、「職務権限規則」等、各種社内規則を整備し、各役職者の権限及び責任を明確にしています。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 子会社においても「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」を周知徹底させると共に、子会社の重要な業務執行等について、当社の取締役会において審議及び報告を行い、子会社の業務執行の的確な把握に努めるよう体制の整備を進めています。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会は総務担当組織が事務局として、その支援を行っていますが、監査役が監査役補助者を置くことを求めた場合には、当該監査役補助者を配置するものとしています。又、監査役補助者は、取締役の指揮命令を受けず監査役の指揮命令下で職務を遂行することとなっています。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席すると共に、稟議書類等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、定期的又は必要に応じて当社の取締役及び使用人に対してヒアリングを行い業務執行状況等の説明を求めることが出来ることとなっています。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生じる費用等処理に係わる方針に関する事項

監査役は必要に応じて、弁護士やコンサルタント等外部の専門家を活用出来るよう規則に定め、これに伴い生じる費用は、当社にて負担しています。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制

監査役は、代表取締役と定期的及び随時に意見交換を実施し、又、会計監査人及び内部監査組織と連携をとることにより、監査役の監査業務を効率的に進めています。

7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、経営理念に『私たちは、「会社の発展」「社員の幸福」「株主の利益」をともに追求します』と掲げて、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置付けております。

従いまして、利益配分につきましては、安定的な成長を持続させる為の積極的な投資と、財務体質の安定化に向けた内部留保、更に、株主の皆様に対する利益還元との適正なバランスを確保することを目指しています。

株主還元につきましては、持続的な安定配当に留意し、業績に裏付けられた成果の配分を行います。

剰余金の配当につきましては、「配当性向33%以上」とし、当事業年度末の配当金は1株につき11円、中間配当金（1株につき10円）と合わせて年間では21円（前期比1円増）を予定しております。

尚、平成33年3月期を最終年度とする中期経営計画「Vision 2021」では、配当性向を2ポイント引き上げて35%以上を配当方針としております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,507,039	流 動 負 債	1,725,859
現金及び預金	1,793,199	買掛金	530,696
受取手形	11,375	短期借入金	140,000
電子記録債権	232,479	一年以内返済予定長期借入金	40,000
売掛金	2,115,272	未払金	285,602
製品	1,660	未払費用	47,700
材料	15,128	未払法人税等	199,210
仕掛品	142,818	未払消費税等	70,624
貯蔵品	1,378	前受金	10,246
前払費用	61,332	預り金	80,531
繰延税金資産	128,889	賞与引当金	311,800
その他の	4,004	その他の	9,446
貸倒引当金	△500	固 定 負 債	932,620
固 定 資 産	1,649,115	長期借入金	70,000
有 形 固 定 資 産	594,418	退職給付引当金	848,600
建物	201,129	その他の	14,020
構築物	34	負 債 合 計	2,658,479
工具器具備品	22,085	純 資 産 の 部	
土地	371,169	株 主 資 本	3,212,917
無 形 固 定 資 産	98,343	資 本 金	524,136
ソフトウェア	24,501	資 本 剰 余 金	354,232
その他の	73,841	資 本 準 備 金	229,135
投資その他の資産	956,353	その他の資本剰余金	125,096
投資有価証券	557,873	利 益 剰 余 金	2,514,751
関係会社株式	38,966	利 益 準 備 金	39,000
繰延税金資産	187,505	その他の利益剰余金	2,475,751
敷金及び保証金	133,823	別 途 積 立 金	1,907,000
保険積立金	38,185	繰越利益剰余金	568,751
資 産 合 計	6,156,154	自 己 株 式	△180,202
		評価・換算差額等	175,931
		その他有価証券評価差額金	175,931
		新 株 予 約 権	108,826
		純 資 産 合 計	3,497,674
		負 債 純 資 産 合 計	6,156,154

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,997,035
売上原価	8,480,363
売上総利益	2,516,672
販売費及び一般管理費	1,683,957
営業利益	832,714
営業外収益	
受取利息	15
受取配当金	18,714
保険取扱手数料	1,192
助成金収入	10,000
雑収入	167
営業外費用	
支払利息	1,543
売上債権売却損	704
コミットメントファイ	1,399
自己株式取得費用	1,230
為替差損	366
雑損失	272
経常利益	5,517
特別損失	
固定資産除却損	5,297
税引前当期純利益	857,287
法人税、住民税及び事業税	309,614
法人税等調整額	△11,162
当期純利益	298,452
	553,537

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集
と
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

株主資本等変動計算書

(平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
平成29年4月1日期首残高	523,089	228,089	127,783	355,873	39,000	1,557,000	555,525	2,151,525
事業年度中の変動額								
新 株 の 発 行	1,046	1,046		1,046				
剰 余 金 の 配 当							△190,310	△190,310
別途積立金の積立						350,000	△350,000	－
当 期 純 利 益							553,537	553,537
自己株式の取得								
自己株式の処分			△2,686	△2,686				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	1,046	1,046	△2,686	△1,640	－	350,000	13,226	363,226
平成30年3月31日期末残高	524,136	229,135	125,096	354,232	39,000	1,907,000	568,751	2,514,751

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
平成29年4月1日期首残高	△41,372	2,989,115	65,455	65,455	76,045	3,130,616
事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行		2,092				2,092
剰 余 金 の 配 当		△190,310				△190,310
別途積立金の積立		－				－
当 期 純 利 益		553,537				553,537
自己株式の取得	△149,001	△149,001				△149,001
自己株式の処分	10,170	7,483				7,483
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			110,475	110,475	32,781	143,256
事業年度中の変動額合計	△138,830	223,801	110,475	110,475	32,781	367,058
平成30年3月31日期末残高	△180,202	3,212,917	175,931	175,931	108,826	3,497,674

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- i 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ii その他有価証券
 - ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・製品・原材料・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。尚、主要な耐用年数は以下の通りです。

建物	8～47年
工具器具備品	2～15年

② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ・その他の無形固定資産 定額法を採用しております。

(3) 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備える為、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備える為、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備える為、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、発生年度に一括して費用処理しております。

④ 工事損失引当金

期末において見込まれる未引渡し工事の損失発生に備える為、当該見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当事業年度末迄の進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を採用しております。

② その他の工事

工事完成基準を採用しております。

(6) その他計算書類作成の為の基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

371,824千円

(2) 関係会社に対する短期金銭債務

11,380千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

66,716千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式 (注)	9,292,260株	7,200株	－株	9,299,460株

(注) 発行済株式の数の増加は、第7回新株予約権の行使によるものです。

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式 (注) 1・2	233,556株	120,000株	19,606株	333,950株

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、平成29年11月7日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得によるものです。
2. 自己株式の数の減少は、第7回新株予約権及び第3回株式報酬型新株予約権の行使に伴い、自己株式を処分したことによるものです。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

i 平成29年6月28日開催の第42回定時株主総会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	99,645千円
・ 1株当たり配当額	11円
・ 基準日	平成29年3月31日
・ 効力発生日	平成29年6月29日

ii 平成29年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	90,665千円
・ 1株当たり配当額	10円
・ 基準日	平成29年9月30日
・ 効力発生日	平成29年12月1日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
平成30年6月27日開催予定の第43回定時株主総会において次の通り付議いたします。

・ 配当金の総額	98,620千円
・ 1株当たり配当額	11円
・ 基準日	平成30年3月31日
・ 効力発生日	平成30年6月28日

(4) 当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

・ 普通株式	222,127株
--------	----------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	259,841千円
賞与引当金	95,473千円
未払法定福利費	14,605千円
未払事業税	14,279千円
未払事業所税	2,892千円
貸倒引当金	153千円
その他	45,771千円

繰延税金資産小計	433,017千円
----------	-----------

評価性引当額	△38,976千円
--------	-----------

繰延税金資産合計	394,040千円
----------	-----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△77,644千円
--------------	-----------

繰延税金負債合計	△77,644千円
----------	-----------

繰延税金資産の純額	316,395千円
-----------	-----------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

必要資金（主に運転資金）は銀行借入により調達しております。

デリバティブ、及び投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び関係会社株式は、業務上の関係を有する上場企業及び未上場企業の株式であります。上場企業の株式においては、市場価格の変動リスクに晒されており、未上場企業の株式においては、企業価値の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、その殆どが2ヶ月以内の支払期日であります。

一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金の最終返済日は、最長で決算日後2年7ヶ月であります。

この内一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

i. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規則に従い、各事業組織における営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務については、その殆どが1ヶ月以内の支払期日であり、取引高も少ないことから市場リスクは殆どないと認識しております。

投資有価証券及び関係会社株式については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有株式を継続的に見直しております。

iii. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを出来なくなるリスク）の管理

各事業組織からの報告に基づき担当部署が適時に資金収支予算実績表を作成・更新すると共に、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,793,199	1,793,199	—
(2) 受取手形	11,375	11,375	—
(3) 電子記録債権	232,479	232,479	—
(4) 売掛金	2,115,272	2,115,272	—
(5) 投資有価証券	539,896	539,896	—
資 産 計	4,692,222	4,692,222	—
(1) 買掛金	530,696	530,696	—
(2) 未払金	285,602	285,602	—
(3) 短期借入金	140,000	140,000	—
(4) 1年以内返済予定 長期借入金	40,000	40,018	18
(5) 長期借入金	70,000	70,119	119
負 債 計	1,066,299	1,066,438	138

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期である為、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済される為、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済される為、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期借入金、(4) 1年以内返済予定長期借入金、(5) 長期借入金

これらの内、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	56,943
投資有価証券	17,977
子会社株式	17,065
関連会社株式	21,900

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について記載しておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)
現金及び預金	1,793,199
受取手形	11,375
電子記録債権	232,479
売掛金	2,115,272
合計	4,152,326

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)
長期借入金	40,000	40,000	30,000	—
合計	40,000	40,000	30,000	—

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 377円98銭
(2) 1株当たり当期純利益 61円31銭

8. 重要な後発事象に関する注記

重要な契約締結について

当社は、米Lynx社と締結したIoT機器向けセキュリティ・ソリューション「LynxSECURE」の日本総代理店契約の更新を含め、同社が提供するIoTソリューション全般に関する包括契約を平成30年4月20日付で締結しました。

①契約の目的

IoT機器に対するセキュリティの重要性から、機器に搭載するOSを含めた、IoTセキュリティ・サービスを強化する為。

②契約の内容

米Lynx社が提供するセキュリティ・ソリューション「LynxSECURE」をはじめ、産業機器やIoT機器向け組込みOSを含む、全てのIoTソリューションを、日本国内にて独占的に提供する。

③その他重要な事項

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

アドソル日進株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 村	茂 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	土 居	一 彦 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アドソル日進株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、監査室（内部監査組織）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び太陽有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月16日

アドソル日進株式会社	監査役会
常勤監査役 三重野 裕彦	印
社外監査役 川瀬 俊治	印
社外監査役 大滝 義衛	印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つと考え、持続的な安定配当に留意すると共に、今後の事業展開等を勘案して以下の通り期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11円 総額 98,620,610円

(注) 平成29年12月に中間配当金として1株につき10円をお支払いいたしましたので、
当事業年度の年間配当金は1株につき21円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 360,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 360,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）」が平成27年9月30日に施行され、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別が廃止されましたことに伴い、定款第2条（目的）の一部を変更するものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
（目的） 第2条 当会社は、次の事業を営む事を目的とする。	（目的） 第2条 当会社は、次の事業を営む事を目的とする。
（1）～（4）（条文省略）	（1）～（4）（現行どおり）
（5） <u>労働者派遣法に基づく特定労働者派遣事業</u>	（5） <u>労働者派遣事業</u>
（6）（条文省略）	（6）（現行どおり）

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	うえだ とみぞう 上 田 富 三 (昭和26年9月19日)	昭和49年4月 竹菱電機(株)(現(株)たけびし)入社 昭和53年7月 紀陽コンピュータシステム(株)設立 代表取締役 平成元年12月 (株)スターリング 常務取締役 平成3年11月 日本インフォメーション・エンジニアリング(株) (現(株)JIEC) 入社 平成16年2月 当社入社 平成16年4月 当社F&Bソリューション事業部長 平成16年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成22年4月 当社代表取締役社長(現任)	115,500株
※2	かわせ としはる 川 瀬 俊 治 (昭和28年10月1日)	昭和52年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 平成11年1月 同社サービス事業西日本サービス サービス営業部長 平成17年4月 同社理事インターストリアル事業第一事業部長 平成21年1月 コパルシステム(株)入社 平成21年4月 同社取締役ビジネスソリューション本部長 平成22年4月 同社常務取締役ビジネスソリューション営業本部長 平成23年4月 同社専務取締役ビジネスソリューション営業本部長 平成24年4月 同社代表取締役社長 平成29年4月 同社顧問役(現任) 平成29年6月 当社社外監査役(現任)	100株
3	しのざき としあき 篠 崎 俊 明 (昭和41年6月12日)	平成元年4月 当社入社 平成22年7月 当社I&Cソリューション事業部長 平成24年4月 当社エンジニアリング・ソリューション事業部長 平成25年4月 当社社会システム事業部長 平成27年6月 当社取締役社会システム事業部長(現任)	26,700株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位・担当 及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の 株 式 数
4	ごせき かずひろ 後 関 和 浩 (昭和35年9月7日)	昭和59年4月 朝日ビジネスコンサルタント(株)入社 平成2年1月 日本インフォメーション・エンジニアリング(株) (現(株)JIEC) 入社 平成11年1月 同社事業管理部長 平成12年1月 同社経営企画部長 平成15年1月 同社情報・品質統括部長兼業務改革室長 平成17年6月 当社入社 平成17年7月 当社企画部長 平成20年4月 当社執行役員企画部長 平成23年4月 当社経営管理部長 平成26年6月 当社取締役経営管理部長 平成30年3月 当社取締役経営企画室長兼経理財務部長 (現任)	12,700株
5	ほしの すすむ 星 野 將 (昭和19年7月31日)	昭和43年3月 陸上自衛隊入隊 平成8年3月 陸上自衛隊第7師団司令部幕僚長 平成11年3月 陸上自衛隊開発実験団長 平成13年6月 陸上自衛隊退官 平成13年8月 総合警備保障(株)常勤顧問 平成19年4月 同社執行役員開発担当開発企画部長 平成21年4月 同社常務執行役員開発・技術統括担当 兼情報・システム担当 平成22年6月 同社取締役常務執行役員 平成26年6月 当社社外取締役 (現任)	5,400株
6	みねの ひろし 峰 野 博 史 (昭和49年12月11日)	平成11年4月 日本電信電話(株)入社 平成14年10月 静岡大学情報学部助手 平成19年4月 静岡大学情報学部助教 平成23年4月 静岡大学情報学部准教授 平成25年4月 静岡大学大学院情報学研究科准教授 平成26年6月 当社社外取締役 (現任) 平成27年4月 静岡大学学術院情報学領域准教授 平成30年4月 静岡大学学術院情報学領域教授 (現任)	1,600株

招
集
通
知

事
業
報
告

計
算
書
類

監
査
報
告

株
主
総
会
参
考
書
類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位・担当 及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株 式 数
※ 7	さかもと 坂 本 す が (昭和24年7月7日)	昭和47年 4 月 和歌山県立医科大学付属病院入職 平成19年 4 月 日本看護系大学協議会監事 平成19年 6 月 財団法人国際看護師協会東京大会記念奨学金 理事 平成19年10月 日本医療マネジメント学会（現特定非営利活動法人 日本医療マネジメント協会）理事（現任） 平成20年 6 月 看護系学会等社会保険連合役員 平成21年 4 月 国際厚生事業団理事 平成21年 4 月 一般社団法人日本看護管理学会理事 平成21年12月 厚生労働省中央社会保険医療協議会専門委員 平成23年 6 月 公益社団法人日本看護協会会長 平成24年 4 月 和歌山県公立大学法人評価委員会委員（現任） 平成24年 4 月 財団法人日中医学協会理事 平成28年12月 一般社団法人日本看護業務研究会副理事（現任） 平成29年 6 月 東京医療保健大学副学長（現任）	—

（注） 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 星野将氏、峰野博史氏及び坂本すが氏は、社外取締役候補者であります。

尚、当社は、星野将氏及び峰野博史氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、坂本すが氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

4. 社外取締役候補者とした理由は以下の通りであります。

- ① 星野将氏は、略歴に記載の通りの経歴と実績を持たれる有識者であり、当社の経営全般に助言・指導をいただける為であります。
- ② 峰野博史氏は、学術院情報学領域の教授、研究者として静岡大学で教鞭を執っておられ、情報通信技術に卓越した知識を有していることから、当社の事業に関する助言・指導をいただける為であります。尚、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行出来るものと判断しております。
- ③ 坂本すが氏は、略歴に記載の通りの経歴と実績を持たれる有識者であり、当社の経営全般に助言・指導をいただける為であります。尚、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行出来るものと判断しております。

5. 星野將氏及び峰野博史氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもってそれぞれ4年となります。
6. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。
- 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることが出来るように、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に規定しております。
- 当社は、星野將氏及び峰野博史氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、坂本すが氏の選任が承認可決された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次の通りであります。
- ・当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に規定する額のいずれか高い額とします。
 - ・責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限ります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

尚、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※ 1	たなか こういち 田 中 耕 一 (昭和31年6月10日)	昭和54年 4 月 当社入社 平成12年 7 月 当社国際事業部長 平成21年 4 月 当社執行役員 エンバデット・ソリューション事業部長兼営業部長 平成22年 7 月 当社エンバデット・ソリューション事業部長 平成23年 6 月 当社取締役エンバデット・ソリューション事業部長 平成24年 4 月 当社取締役ネクスト・ソリューション事業部長 平成25年10月 当社取締役事業推進部長 平成26年10月 当社取締役総務部長 平成27年12月 当社取締役情報システム部長 平成30年 4 月 当社取締役（現任）	31,500株
2	おおたき よしえ 大 滝 義 衛 (昭和31年1月23日)	昭和54年 4 月 (株)インテック入社 平成10年 4 月 同社第一医療システム部長 平成17年10月 同社ITプラットフォームサービス事業部長 平成25年 4 月 同社考査室長 平成27年 5 月 同社監査役（現任） 平成27年 5 月 インテック武漢（英特克信息技术（武漢）有限公司） 監事（現任） 平成28年 6 月 (株)インテックソリューションパワー監査役 平成29年 6 月 (株)アイ・ユー・ケイ監査役（現任） 平成29年 6 月 当社社外監査役（現任）	—
※ 3	よしなり とし 吉 成 外 史 (昭和25年2月19日)	昭和48年10月 アーサー・アンダーセン会計事務所入所 昭和63年 4 月 東京弁護士会弁護士登録 昭和63年 4 月 山本栄則法律事務所入所 平成 3 年 4 月 吉成・城内法律事務所 （現あかつき総合法律事務所）開設 平成 4 年 6 月 (株)トミー（現(株)カクミ）社外監査役（現任） 平成10年 1 月 あかつき総合法律事務所所長（現任） 平成18年12月 (株)フマイスターエレクトロニクス社外監査役（現任） 平成29年 4 月 (株)パリュ-H R社外取締役（監査等委員）（現任）	—

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 大滝義衛氏及び吉成外史氏は、社外監査役候補者であります。
尚、吉成外史氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
4. 社外監査役候補者とした理由は以下の通りであります。
- ① 大滝義衛氏は(株)インテック及び同関連会社にて監査役の経験を持ち、知識も豊富であることから、監査体制の強化、充実を図れる為であります。
- ② 吉成外史氏は、弁護士として企業経営に幅広い経験と見識等を有していることから、監査体制の強化、充実を図れる為であります。
5. 大滝義衛氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 監査役との責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。
当社は、監査役として有用な人材を迎えることが出来るように、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に規定しております。
当社は、大滝義衛氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
また、田中耕一氏及び吉成外史氏の選任が承認可決された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次の通りであります。
- ・当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に規定する額のいずれか高い額とします。
 - ・責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限ります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。

又、本決議の効力は、次期定時株主総会が開始される時までとします。

尚、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消すことが出来るものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

氏名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
木田 稔 (昭和45年7月30日)	平成5年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)大阪事務所入所 平成15年8月 南加州大学MBAプログラム卒業 平成16年1月 公認会計士木田稔事務所所長(現任) 平成18年12月 監査法人グラヴィタス代表社員(現任) 平成25年7月 日本公認会計士協会本部理事(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木田稔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 木田稔氏を社外監査役の補欠候補者とした理由は以下の通りであります。
- 同氏は、監査法人グラヴィタスの代表社員として、国際的な監査・会計の業務にも精通し、上場会社の監査責任者も務めていることから経験、知識も豊富であり、監査体制の強化、充実を図れる為であります。尚、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行出来るものと判断しております。
4. 社外監査役の補欠候補者が、監査役に就任する場合に締結する責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。
- 当社は、監査役として有用な人材を迎えることが出来るように、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に規定しております。
- 当社は、木田稔氏が監査役に就任する場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次の通りであります。
- ・当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額とします。
 - ・責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限ります。

以 上

メ モ

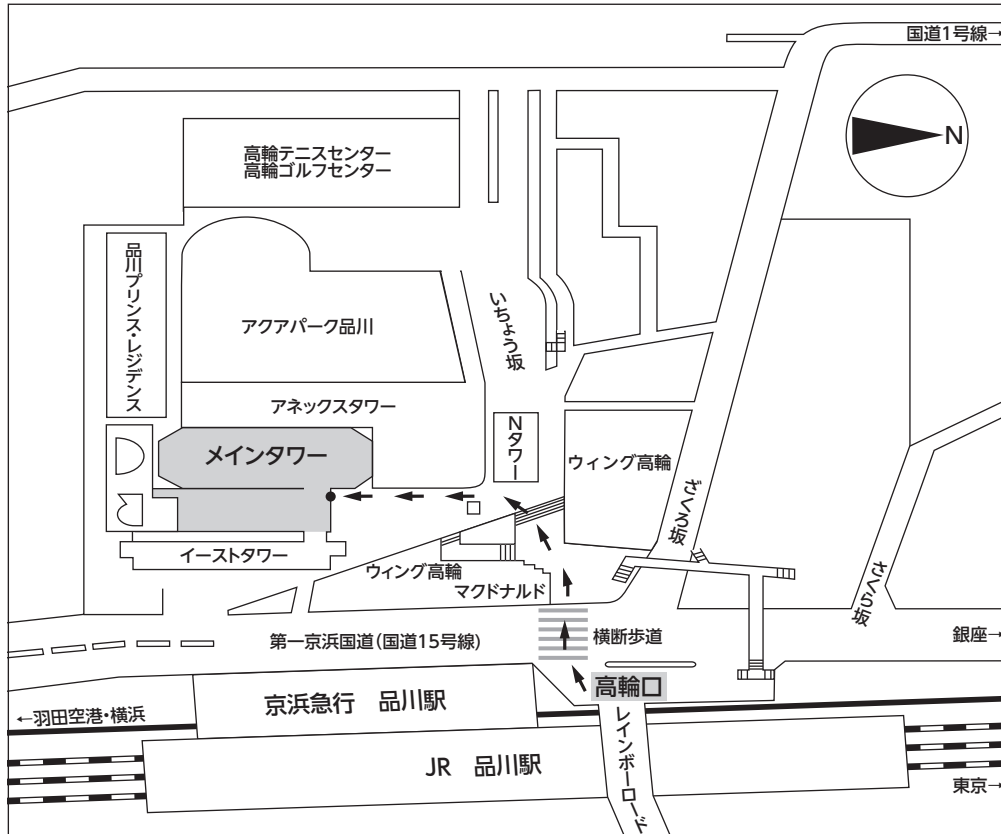
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：品川プリンスホテル メインタワー 28階 会議室

東京都港区高輪四丁目10番30号

TEL 03-3440-1111



【交通機関】 「JR」または「京浜急行」
品川駅（高輪口） 徒歩約2分

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。